

令和 2 年度
事 業 報 告 書



社会福祉法人 永光会

渋川市古巻地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所

1) 総括

渋川市古巻地域包括支援センター（以下、古巻包括）は、渋川市の事業委託を受け、委託期間1期3年の最終年度の運営となった。

その令和2年度については、各種相談対応のほか、新型コロナウィルスの影響に伴う地域の各活動自粛と再開の動向を踏まえながら、周知活動やコロナ禍における介護予防・認知症予防に対する啓発活動等を行った。

虐待や支援困難ケースについては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや地区担当の民生委員・渋川警察署（有馬交番含む）と協同したり、法人内のサービス事業所担当者や市役所各担当課らと連携を図り対応した。

古巻地区の高齢者の暮らしや介護等に関する身近な「困りごとの総合相談窓口」として、年を追う毎に地域にも周知され、コロナ禍においても年度を通して多種多様な相談があった。

地域に根差す社会福祉法人永光会が運営する古巻包括として、コロナ禍においても地区の高齢者がその人らしく在宅生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら今後も総合的に支援活動を行っていく。

（新型コロナウィルスへの対応）

新型コロナウィルスの感染症予防に細心の注意を払いながら（媒体とならない・施設内に持ち込まない）、出向く先々で感染症予防や介護予防・認知症予防に関する取組みについて等の情報提供を行った。

コロナ禍において、県外等遠方に住む親族の往来や自治会・サロン活動等地域での集まる機会がなくなり、我々包括職員の訪問を歓迎してくださる独居高齢者が多かった。

コロナのため地域の活動が中止・休止となり、人の集まる機会がなくなり、人のつながりがなくなってしまったとの声を複数聞き、地域課題の一つとなっていることを実感している。

なお、対応についての詳細は以下の各項目にて記す。

2) 取組み結果として

I 包括的支援事業 <表1-1・2>

（1）介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者及び要支援認定者に対して、コロナ禍においての自立支援と住み慣れた地域での生活の継続に向けて、介護保険を始めとしその他各種フォーマル・インフォーマルなサービス利用が行えるよう支援を行った。感染のリスクを恐れサービス利用を控える対象者に対しては、自宅内でできる簡単なリハビリ運動の紹介や電話による状況確認・会話によるつながり等を行った。

また、介護予防支援業務を委託している市内外の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、予防プランの内容チェックや要介護認定者を含めケアマネジメントに関する質問・相談等(222件)の支援を行った。新型コロナウィルスに関する一連のケアマネジメント業務の取扱いに対する相談も多く、国から出される解釈通知や保険者である市介護保険課への確認後、情報提供を行った。

(2) 総合相談支援業務 <表2>

地域で生活する高齢者等に関する多種多様な相談を受け、その内容によって必要・適切と考えられる各種専門機関や制度・サービス等へのつなぎや紹介を行った。コロナ禍において生活や健康が心配されるケースについては3職種(主任ケアマネジャー・看護師・社会福祉士)で協議・検討し、新型コロナウイルスの感染症予防に細心の注意を払いながら、経過確認・継続支援を行った。

介護保険での担当ケアマネジャーとしての動きも含めた3職種合計の延べ対応件数としては年間で、3,464件であった。(相談内訳として、電話：1,859件・来所：435件・訪問：751件・その他：419件)コロナ禍における影響で、R2年度については電話による相談件数が増えた。

(3) 権利擁護事業

高齢者の権利擁護に関する啓発活動を実施した。

高齢者虐待(疑いも含む)の案件では、前年度からの継続対応中の7件のほか、新規の通報が1件寄せられ、高齢者虐待対応マニュアルに沿って被虐待者の安全確保に関する支援と虐待者(養護者)に対する虐待予防に関する支援を行った。状況確認のための情報収集に伴う訪問や電話対応等で3職種合計321回の動きがあった。(3件は年度内で終結)

コロナ禍における外出自粛の影響で虐待者(養護者)が自宅内で過ごす時間が多くなる事での、被虐待者への介護等ストレス増が心配された。そのため、訪問時には虐待者(養護者)に対して、毎回「正しく怖がる」をテーマに国から発信される感染予防に関する情報を伝え、新しい生活様式の中でも適度な外出を含めて日常生活の継続の重要性と被虐待者の介護サービス利用を勧め、気分転換と分離を図る時間づくりに努めた。

消費者被害・特殊詐欺等の相談は1件もなかった。渋川市消費生活センターとの連携や渋川市・群馬県警からの配信メールを登録にて、詐欺(未遂)内容について把握し(令和2年度に入ってからは新型コロナウイルスに関連付けたものが増加)、訪問時等に高齢者へ注意喚起している。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた場所で暮らすことができるよう、介護サービスをご利用されていても心配なケースについては、同行訪問や関係機関へのつなぎ・仲介等を含め担当の居宅介護支援事業所ケアマネジャーに対する後方支援

を行った。

II 指定介護予防支援事業

通常のケアマネジメントの他に、ご利用者の状態や生活状況の変化に応じてその都度介護予防サービス計画の見直しを行い、適切と思われる介護サービス等の提供がなされるよう関係機関との調整を行った。退院に伴う在宅復帰支援や介護保険での予防給付から生活保護申請・障害者の自立支援法への切り替えによる障害者施設への入所支援を行ったケースもあった。

III 多職種協働による地域包括ネットワークの構築

民生委員の定例会（計7回出席）にて、古巻地区の高齢者の生活支援等に関する情報共有を行った。令和2年度についても地区担当民生委員から新規で13件の相談があり、自宅訪問等の対応を行い、必ず結果を報告する事で更なる信頼関係の構築が図られている。

また、コロナ禍においての認知症による徘徊・迷い人や虐待発生の早期発見等、高齢者の安全確保に努めるべく、市の高齢者等あんしん見守りネットワーク事業に関して、新たに協賛登録事業所として4店舗と契約を交わす事ができた。

IV 地域包括ケアシステムに関するここと

渋川市等と連携し、コロナ禍においての中央包括が主催する研修会や講演会等の事業開催に協力した。また、渋川市が主催する「小学生のための認知症まなびの講座」のスタッフ員として実施に協力した。その結果、関係者や受講者に対し新たに古巻包括及び社会福祉法人永光会の周知が図れた。

認知症関連の取組みとしては、高齢者に対し渋川市の「認知症あんしんガイド」を配布し理解と啓発に努めたり、徘徊高齢者等事前登録の申請支援（4件）で渋川警察署担当課と連携を図っている。

その他、多問題独居高齢者に対して、医療・福祉・生活面で切れ目のないサービス提供が図られるよう関係者と連携・調整し、在宅生活の再開や継続の支援を行った。

V 介護予防に関する支援

古巻地区の住民を対象として、地域の介護予防サポーターと連携を図り、9月に「コロナ禍におけるストレスを溜めない生活について」をテーマに介護予防教室を実施した。（半田の新屋敷前河原住民センターにて13人参加）

VI 介護者に対する支援

古巻地区の住民を対象として、12月に「コロナ禍においての介護者が孤立しないためのつながりについて」をテーマに、家族介護教室を予定していたが、直

前になり新型コロナウィルスの警戒度が上がってしまい開催を断念した。

虐待者(養護者)及び親族に対して介護負担の軽減へつながるように各種支援を行い、結果として信頼関係を構築することができたケースも1件あった。

VII 災害発生時の対応

自然災害の一つと捉え、国や県・市からの新型コロナウィルスの感染症予防に関する情報について、地域の関係者や高齢者らに随時情報提供した。

地域の高齢者らに母体の特別養護老人ホーム永光荘が「福祉避難所」として位置づけられていることを周知した。

また、地域防災についての予備知識及び新たなるつながり手として、古巻地区自主防災組織のメンバーと意見交換を行い、その内容について自然災害発生時に実際に支援を必要とする高齢者や関係介護サービス事業所へ情報提供する事ができた。

3) 付表

表1-1 予防プラン月別件数

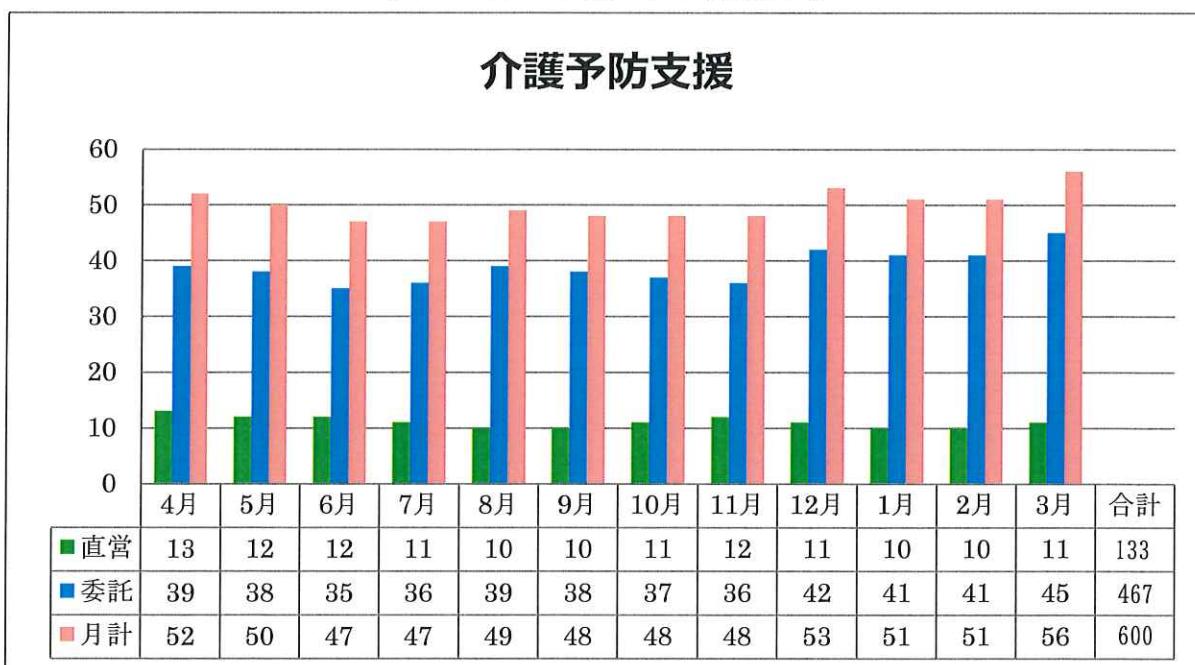


表1－2 総合事業プラン等月別件数

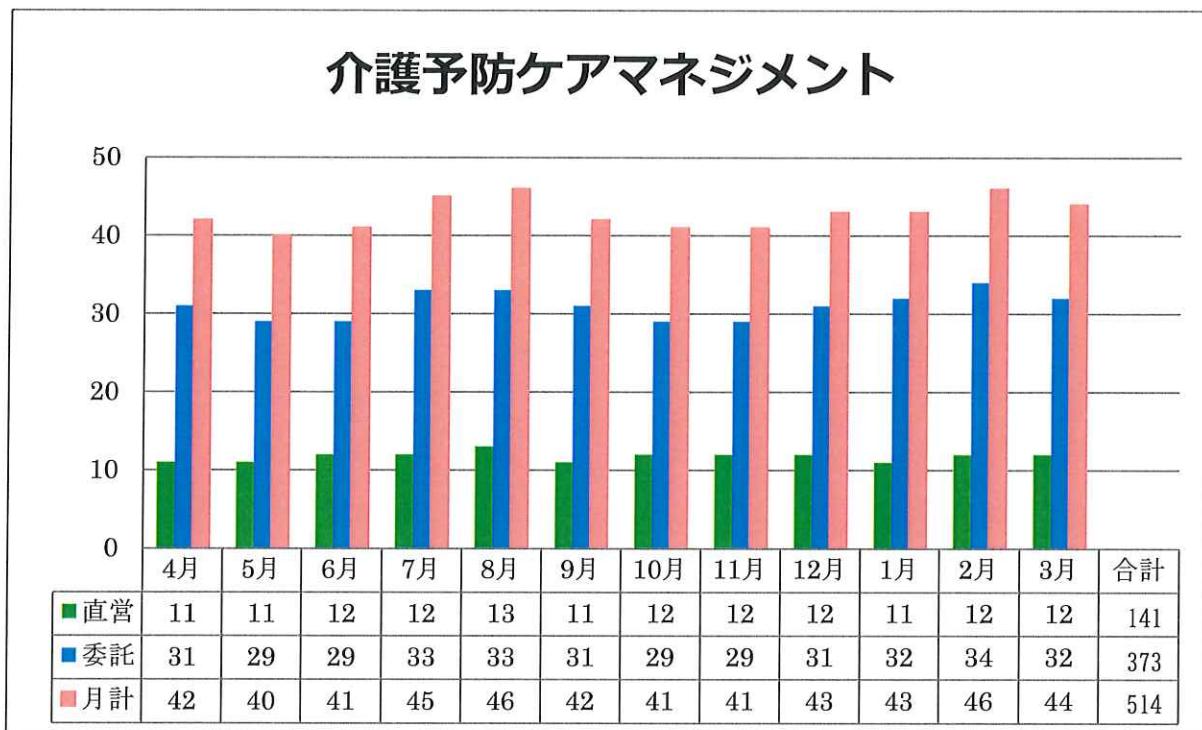


表2 総合相談支援業務

